

第6章 施策の推進等

6-1. 主体別の役割

空き家対策を推進するためには、所有者等だけでなく事業者や市民の協力による対応が不可欠です。そのため、所有者、市、地域、関係団体等はそれぞれの役割を理解し、相互に連携、協力して空き家対策に取り組むことが必要です。

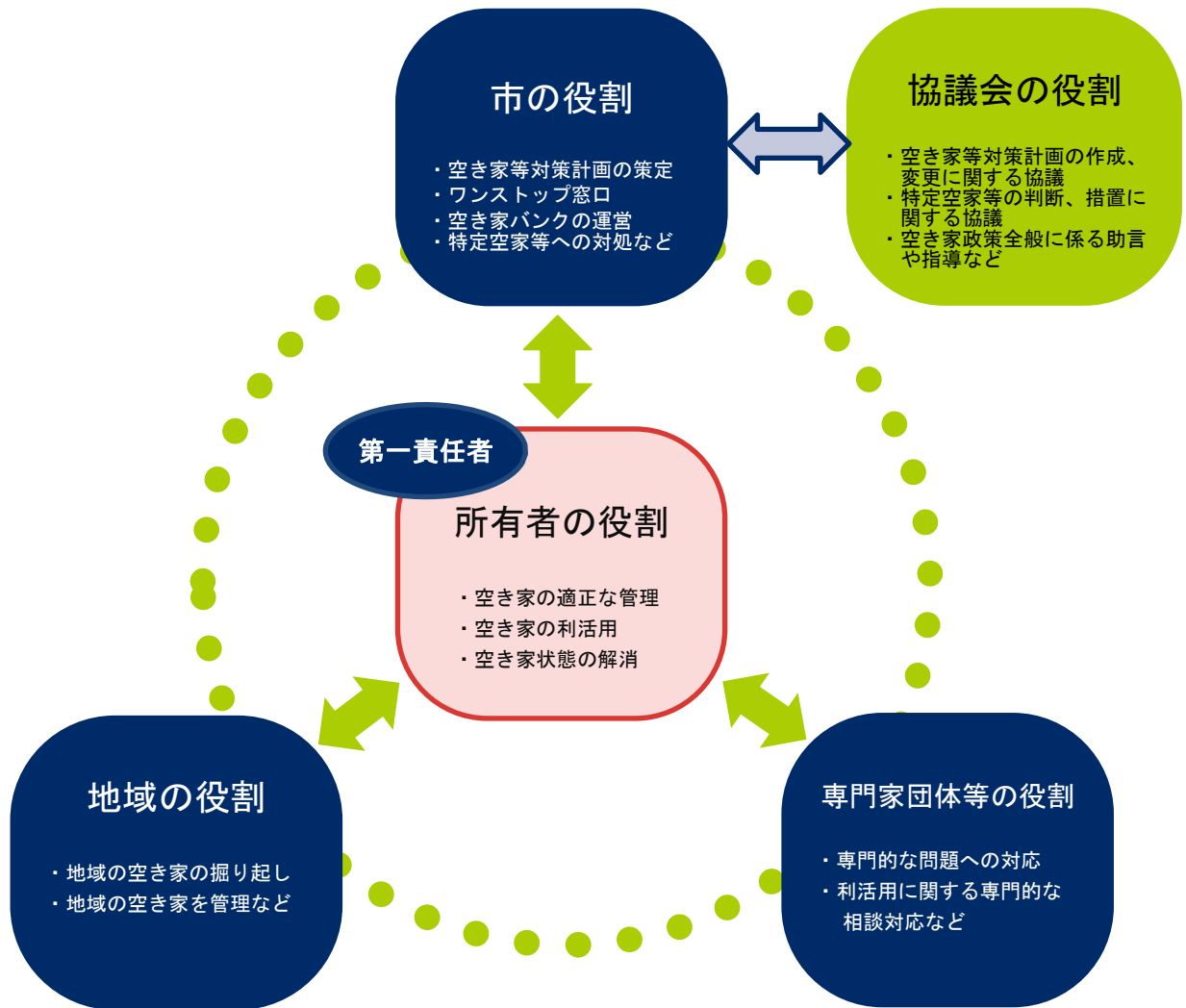


図-協働のイメージ

6-2. 計画の見直し

今後も空き家を取り巻く課題は多様化することが想定されます。そのため、空き家等対策は、短期的な取り組みと併せて、中長期的な視点から取り組みを継続・発展させていくことが重要となります。

そのため、本計画の進行について定期的に長岡京市空家等対策協議会に報告し、検証を行い必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、初回の検証及び見直しは、平成32年度（2020年度）に行う予定です。



図-計画の見直し（進行管理）